

# 子どもに関する政策討論会議

## 説明資料

令和 5 年 9 月

子ども・福祉部関係

子ども・子育てに関する事業予算一覧（みえ子どもまるごと支援パッケージ）

単位：千円

	事業名	事業費	担当部局
ライフステージごとに切れ目のない支援	<b>結婚</b>		
	みえの出逢い支援事業費	29,875	子ども・福祉部
	思春期ライフプラン教育事業費	8,173	子ども・福祉部
	小計	38,048	
	<b>妊娠・出産</b>		
	不妊相談・治療支援事業費	120,909	子ども・福祉部
	出産・育児まるっとサポートみえ推進事業費	32,444	子ども・福祉部
	健やか親子支援事業	17,684	子ども・福祉部
	三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業費	7,015	子ども・福祉部
	出産・子育て応援交付金事業	345,048	子ども・福祉部
	小児・周産期医療体制強化推進事業費	301,355	医療保健部
	小計	824,455	
	<b>子育て</b>		
	みえ子ども・子育て応援総合補助金	304,036	子ども・福祉部
	子ども医療費補助金	2,229,334	医療保健部
	地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費	16,392	戦略企画部
	南部地域活性化基金支援事業費	9,800	南部地域振興局
	若者の地元就職促進・定着支援事業費（女性就労促進事業以外）	29,290	雇用経済部
	未来へつなぐキャリア教育推進事業費	35,395	教育委員会
	特別支援学校就労推進事業費	6,398	教育委員会
	保育対策総合支援事業費	573,792	子ども・福祉部
	私立幼稚園等振興補助金	1,087,701	子ども・福祉部
	私立幼稚園教育関連事業費補助金	207,727	子ども・福祉部
	認定こども園整備事業費	40,691	子ども・福祉部
	就学前教育の質向上事業費	2,103	教育委員会
	地域子ども・子育て支援事業	682,512	子ども・福祉部
	次世代育成支援特別保育推進事業補助金	84,580	子ども・福祉部
	放課後児童対策事業費補助金	1,501,355	子ども・福祉部
	放課後子ども教室推進事業費	38,646	子ども・福祉部
	親の学び応援事業費	1,360	子ども・福祉部
	保育専門研修事業費	33,127	子ども・福祉部
男性の育児参画普及啓発事業費	13,732	子ども・福祉部	
女性の就労支援事業費	2,847	雇用経済部	
若者の地元就職促進・定着支援事業費（女性就労促進事業）	6,001	雇用経済部	
みえの輝く女子プロジェクト事業	3,331	環境生活部	
テレワーク活用による働き方改革促進事業費	2,077	雇用経済部	
子育て家庭支援基盤整備事業費	178,569	子ども・福祉部	
市町少子化対策交付金	75,200	子ども・福祉部	
小計	7,165,996		

事業名		事業費	担当部局
次の時代を担う子どもの支援	豊かな育ち・子どもの貧困・ヤングケアラー		
	子どもの貧困対策推進事業費	28,666	子ども・福祉部
	ひとり親家庭自立支援事業費	57,988	子ども・福祉部
	生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業費	16,731	子ども・福祉部
	地域と学校の連携・協働体制構築事業費	18,680	教育委員会
	ヤングケアラー支援事業	23,182	子ども・福祉部
	医療支援事業費	32,152	子ども・福祉部
	子どもの育ちの推進事業費	25,644	子ども・福祉部
	小計	203,043	
	社会的養育・児童虐待		
	家庭的養護推進事業費	118,842	子ども・福祉部
	国児学園運営費	79,124	子ども・福祉部
	児童養護施設費	320,018	子ども・福祉部
	児童虐待法的対応推進事業費	170,434	子ども・福祉部
児童一時保護事業費	320,850	子ども・福祉部	
若年層における児童虐待予防事業	9,044	子ども・福祉部	
DV対策基本計画推進事業費	33,180	子ども・福祉部	
家族再生・自立支援事業費	16,235	子ども・福祉部	
「よりこ」潜在性被害者支援・相談機能強化事業	9,257	環境生活部	
性犯罪・性暴力被害者支援事業	22,560	環境生活部	
子どもを性被害から守る！性被害に遭わせない！事業	4,427	環境生活部	
小計	1,103,971		
いじめ・不登校			
スクールカウンセラー等活用事業費	435,365	教育委員会	
いじめ対策推進事業費	28,664	教育委員会	
道徳教育総合支援事業費	4,716	教育委員会	
不登校対策事業費	53,947	教育委員会	
小計	522,692		
合計		9,858,205	

## 三重県子ども基金について

### 1 子ども基金の財源

#### (1) 法人県民税の超過課税の活用

##### ア) 超過課税の概要

超過課税は、福祉基金、中小企業振興基金、体育スポーツ振興基金、環境保全基金、子ども基金の財源に充てるため、一定の適用要件を満たす法人に対して、令和7年12月31日までの間に事業年度が終了する法人県民税の法人税割の税率を1.8%（本則1.0%）とする特例措置である。

##### イ) 超過課税適用法人

以下①から③までのいずれかの法人

- ①資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人
- ②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人
- ③保険業法に規定する相互会社

##### ウ) 超過課税の配分

令和5年度見込 1,410,000千円

(単位：千円)

区 分	配分基準額 (A)	配分率 (B)	配分額 (A) × (B)	使 途
福祉基金	1,410,000	25.0%	<b>352,500</b>	保健福祉の向上を図るための事業
中小企業振興基金		34.0%	<b>479,400</b>	中小企業の振興を図るための事業
体育スポーツ振興基金		27.0%	<b>380,700</b>	体育・スポーツの普及振興を図るための事業
環境保全基金		2.0%	<b>28,200</b>	「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の適正な処理の推進に関する事業
子ども基金		12.0%	<b>169,200</b>	子ども・子育て施策の推進に関する事業
合 計	1,410,000	100.0%	<b>1,410,000</b>	

#### (2) 寄附金

三重県に由来のある各種事業体等から、子ども施策への活用を目的とし頂いた寄附金  
令和5年度見込 2,400千円（当初予算）

- (例) みえ次世代育成応援ネットワーク会員企業、各種労働者団体等  
みえ子育てWAONの売り上げの一部  
みえ子ども応援自動販売機の収益の一部 など

## 2 子ども基金の活用事業について

少子化対策をはじめ、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養育の推進など、広く子どもや子育て家庭を対象とした事業に活用している。

細事業名	事業内容	充当額 (単位：千円)
子どもの育ちの推進事業費	「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業・団体等と連携しながら、子どもの学びや体験の機会の創出など子どもの育ちを支援する。	12,344
親の学び応援事業費	ワークショップを開催するとともに、開設したWeb講座の充実を図る。家族など大切な人に感謝を伝える「ありがとうの一行詩コンクール」を実施する。	1,360
子どもの貧困対策推進事業費	子どもの居場所のうち、子ども食堂などを実施する団体や、生活困窮世帯等に対する支援を実施する団体を対象に、必要経費の一部を助成する。	1,828
保育対策総合支援事業費	地域の多様な人材を保育に係る周辺業務（保育設備の清掃・後片付け等）に活用し、保育士の負担軽減につなげ、保育士が働きやすい職場環境を整備する。	37,751
次世代育成支援特別保育推進事業補助金	低年齢児を年度途中から受け入れられるよう、年度当初から保育士の加配を行う私立保育所等を支援する。	68,840
放課後児童対策事業費補助金	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の減免に係る経費の助成に対して支援を行う。	12,757
若年層における児童虐待予防事業費	予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦等に対し、「妊娠レスキューダイヤル『妊娠SOSみえ』」による電話相談を行う。また、相談事業の推進に向けた検討会を開催するとともに、妊娠相談にかかる人材を育成する。	5,377
出産・育児まるとサポートみえ推進事業費	妊娠期からの切れ目のない支援体制強化を図るため、産前産後の親子安心サポート事業検討会、研修会を行います。また、母子保健体制構築アドバイザーによる助言・指導を行う。	1,307
聴覚障がい児早期発見療育推進事業費	聴覚障がい児の早期発見・早期療育を推進するため、関係機関と連携し聴覚障がい児に対する療育や相談、助成等を行うことにより、聴覚障がい児の健全な発達を支援し、保護者の子育てに対する不安感の解消を図る。	1,175
ひとり親家庭自立支援事業費	ひとり親家庭の親が安定した雇用と収入が確保され、安心して子育てができるよう必要な支援を行うとともに、ひとり親家庭に育つ子どもたちの学習をサポートするボランティアによる学習支援を実施する市町に対して支援を行う。	18,820
家庭的養護推進事業費	里親制度の普及啓発や里親支援の充実を図り、里親等への委託を推進する。	57,139
児童虐待法的対応推進事業費	児童養護施設等に入所している児童に対して図書カードを配布する。 (寄付者の意向に沿う形で実施)	544
令和5年度当初予算充当額		219,242

## 3 子ども基金の残高について

子ども基金残高（令和5年度当初予算後残高） 204百万円

第二期三重県子どもの貧困対策計画 目標及びモニタリング指標の状況

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標				
	項目名	計画策定時 (平成30年度)	最新値	年度	令和6年度
(1) 教育の支援  ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 ②教育に係る経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への学習支援	■生活困窮家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町	18市町	令和5年度	29市町
	■ひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数		1市	令和4年度	
	■施設入所児童の子どもへの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	25.9%	26.9%	令和4年度	38.3%
	■里親の子どもへの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校		30.8%	令和5年度	
	■生活保護受給家庭の子どもへの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校		32.9%	令和3年度	
	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	70.6%	令和4年度	84.4%
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38%	17,391人 12.97%	令和3年度	—
	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100%	100%	令和4年度	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町	28市町	令和5年度	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町	28市町	令和5年度	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7%	9.6%	令和4年度	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1%	14.0%	令和4年度	—
	□児童養護施設の子どもへの高等学校等進学率	100%	92.9%	令和4年度	—
	□生活保護世帯に属する子どもへの高等学校等進学率	88.3%	94.4%	令和3年度	—
	□生活保護世帯に属する子どもへの高等学校等中退率	2.4%	2.1%	令和3年度	—
	□全世帯の子どもへの高等学校中退率	1.4%	0.8%	令和3年度	—
	□全世帯の子どもへの高等学校中退者数	710名	290名	令和3年度	—
(2) 生活の支援  ①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ②子どもの生活支援 ③子どもの安心できる居場所づくり ④子どもの自立支援 ⑤住宅支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数	17市町	9市町	令和4年度	29市町
	■ひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数		12市町	令和4年度	
	■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町	(産婦)29市町 (産後)29市町	令和5年度	29市町
	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件	160件	令和4年度	—
	□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	19市町	令和5年度	—
	□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24市町	26市町	令和4年度	—
	□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25人	21人	令和4年度	—
	□県内で活動する子ども食堂の数	40箇所	102箇所	令和4年度	—
(3) 保護者に対する就労の支援  ①親の就労支援 ②親の学び直しの支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	356人	令和4年度	540人
	■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9%	63.6%	令和4年度	90%
	□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名	30名	令和4年度	—
	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名	100名	令和4年度	—
(4) 経済的支援  ①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	■養育費を受給している割合(※) ※計画策定時の数値は県独自調査によるもの、令和5年度の数値は福祉行政報告例によるもの。今後は福祉行政報告例による数値を目標とする。	36.9%	25.4%	令和5年度	50%
	□児童扶養手当の受給者数	12,396人	11,120人	令和4年度	—
(5) 身近な地域での支援体制の整備  ①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援の充実と理解の促進	■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	24市町	令和4年度	29市町
	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町	14市町	令和5年度	29市町

目標は■、モニタリング指標は□で表記

(モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標)

## ひとり親家庭・生活困窮家庭の子どもの学習支援について

### 1 制度の概要

事業	ひとり親家庭学習支援ボランティア	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の児童生徒</li> <li>児童扶養手当の受給者、またはそれ相当の収入の家庭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している世帯の小中学生及び高校生世代</li> <li>就学援助の対象となっている世帯の小中学生及びこれと同様の困窮状況にある世帯の高校生世代</li> </ul>
実施主体	市町	① 福祉事務所設置市町（14市、多気町） ② 県（多気町以外の町）
補助率	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	① 国 1/2、市町 1/2 ② 国 1/2、県 1/2
実施市町（R4年度）	7市1町 （桑名、いなべ、鈴鹿、津、名張、鳥羽、伊勢、多気）	26市町

### 2 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施状況（令和4年度）

市町名	委託先	実施方法	実施場所	対象者	実施頻度	定員	実績※2
津市	(株)トライグループ	派遣及び教室	委託先教室、対象児童宅	小学4年生～中学生	週1回	90名	80名
伊勢市	公益社団法人全国学習塾協会	教室	公共施設	小学4年生～中学生	週1回	100名※1	60名
桑名市	桑名市社会福祉協議会	派遣	公共施設	小学生～中学生	週1回	20名	7名
鈴鹿市	鈴鹿市母子寡婦福祉会	教室	公共施設	小学4年生～中学生	週1回	60名	45名
名張市	名張地区まちづくり協議会	教室	公共施設、オンライン	小学生～高校生	週2回	12名	10名(0)
鳥羽市	鳥羽市社会福祉協議会	教室	公共施設、民間施設	小学4年生～中学生	週1回	30名	19名
いなべ市	NPO法人こどもぱれっと	派遣	対象児童宅、小学校、オンライン、	小学生～中学生	週1回	1～3名程度	2名
多気町	(株)トライグループ	派遣	対象児童宅	中学生	週1回	15名	10名

※1 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施状況と合わせた定員です。

※2 括弧内は高校生世代の人数（内数）

### 3 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施状況（令和4年度）

市町名	委託先	実施方法	実施場所	対象者	実施頻度	定員	実績 ※3
三重県 (多気町を除く郡部)	(株)トライグループ	派遣及び教室	対象者宅、委託先の教室、オンライン、	中学生～高校生	週1回	15名	15名 (5)
津市	(株)トライグループ	派遣及び教室	対象者宅、委託先の教室	中学生	週1回	60名	30名
四日市市	(有)スタディ	教室	委託先の教室	小学6年生～中学生	週1回 週2回	40名	25名
伊勢市	直営（生活保護世帯） 伊勢市社会福祉協議会（困窮世帯）	派遣	対象者宅	小学生～高校生	状況に応じて	- ※1	45名 (12)
	公益社団法人 全国学習塾協会	教室	公共施設	小学4年生～中学生	週1回	100名 ※2	32名
	委託	教室	対象塾	中学生	対象塾による	200名	157名
	伊勢市 社会福祉協議会	教室	公共施設	小学4年生～中学生	週1回	120名	126名
松阪市	直営	教室	公共施設	小学6年生～中学生	週1回	90名	61名
桑名市	桑名市 社会福祉協議会	教室	公共施設	小学生～中学生	週1回	- ※1	7名
鈴鹿市	(株)トライグループ	教室	委託先教室	小学5年生～高校生	週1回	10名	10名 (0)
名張市	直営	派遣	対象者宅	小学4年生～中学生	週1回	5名	3名
亀山市	直営	教室	公共施設	小学4年生～中学生	週1回	90名	44名
鳥羽市	鳥羽市 社会福祉協議会	教室	公共施設	小学4年生～中学生	週1回	- ※1	10名
いなべ市	NPO 法人こどもぱれ っと NPO 法人ヴェリタス	派遣及び 教室	対象者宅、委託先の教室	小学生～高校生	週1回	- ※1	7名 (3)
伊賀市	伊賀市 社会福祉協議会	派遣	対象者宅	小学生～中学生	週1回	8名	6名
多気町	(株)トライグループ	派遣	対象者宅	小学生～高校生	週1回	12名	13名 (3)

※1 「-」については、利用定員を設定していません。

※2 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施状況と合わせた定員です。

※3 括弧内は高校生世代の人数（内数）



## 本県における放課後児童クラブ（学童保育）について

○実施主体：市町（ただし、市町が適切と認めた者に委託等を行うことができる。）

○運営費の負担の考え方：保護者（利用料）1/2 + 公費1/2（負担割合：国1/3 県1/3 市町1/3）

### 【利用料金の状況】

- ・ 県内各クラブの実態を調査する「放課後児童健全育成事業実施状況調査」（毎年実施）の令和4年度調査結果（令和4年5月1日現在）より調査項目「利用料の月額」の回答を集計
- ・ 回答の多い金額帯を、回答の多い順（①、②：同数の場合あり）に掲載

	市町名	公設民営		民設民営		公設公営	
1	津市 (74)	① 8,000～10,000 円未満 ①10,000～12,000 円未満	(52)	①20,000 円以上 ②14,000～16,000 円未満	(22)	—	(0)
2	四日市市 (69)	—	(0)	① 6,000～ 8,000 円未満 ② 8,000～10,000 円未満	(69)	—	(0)
3	伊勢市 (35)	① 4,000～ 6,000 円未満	(9)	① 4,000～ 6,000 円未満	(26)	—	(0)
4	松阪市 (36)	①10,000～12,000 円未満 ② 8,000～10,000 円未満	(36)	—	(0)	—	(0)
5	桑名市 (37)	①12,000～14,000 円未満 ②14,000～16,000 円未満	(16)	①14,000～16,000 円未満 ②10,000～12,000 円未満	(21)	—	(0)
6	鈴鹿市 (50)	—	(0)	① 8,000～10,000 円未満 ② 6,000～ 8,000 円未満	(50)	—	(0)
7	名張市 (23)	① 8,000～10,000 円未満	(23)	—	(0)	—	(0)
8	尾鷲市 (2)	① 8,000～10,000 円未満	(2)	—	(0)	—	(0)
9	亀山市 (19)	①10,000～12,000 円未満 ② 8,000～10,000 円未満 ②12,000～14,000 円未満	(7)	①10,000～12,000 円未満 ②12,000～14,000 円未満	(12)	—	(0)
10	鳥羽市 (2)	①10,000～12,000 円未満	(2)	—	(0)	—	(0)
11	熊野市 (3)	—	(0)	①12,000～14,000 円未満	(3)	—	(0)
12	いなべ市 (12)	—	(0)	①12,000～14,000 円未満 ②14,000～16,000 円未満	(12)	—	(0)
13	志摩市 (9)	①10,000～12,000 円未満	(2)	①10,000～12,000 円未満 ①14,000～16,000 円未満	(2)	①10,000～12,000 円未満	(5)
14	伊賀市 (20)	① 8,000～10,000 円未満	(19)	① 8,000～10,000 円未満	(1)	—	(0)
15	木曾岬町 (1)	① 6,000～ 8,000 円未満	(1)	—	(0)	—	(0)
16	東員町 (8)	①10,000～12,000 円未満	(8)	—	(0)	—	(0)
17	菟野町 (10)	—	(0)	①10,000～12,000 円未満	(10)	—	(0)
18	朝日町 (5)	—	(0)	①10,000～12,000 円未満	(5)	—	(0)
19	川越町 (6)	—	(0)	①12,000～14,000 円未満	(6)	—	(0)
20	多気町 (2)	—	(0)	—	(0)	① 6,000～ 8,000 円未満	(2)
21	明和町 (5)	① 4,000～ 6,000 円未満	(5)	—	(0)	—	(0)
22	大台町 (3)	① 4,000～ 6,000 円未満	(3)	—	(0)	—	(0)
23	玉城町 (4)	—	(0)	—	(0)	① 4,000～ 6,000 円未満	(4)
24	度会町 (1)	—	(0)	—	(0)	① 6,000～ 8,000 円未満	(1)
25	大紀町 (5)	① 2,000～ 4,000 円未満	(5)	—	(0)	—	(0)
26	南伊勢町 (2)	—	(0)	① 4,000～ 6,000 円未満	(2)	—	(0)
27	紀北町 (2)	① 8,000～10,000 円未満	(2)	—	(0)	—	(0)
28	御浜町 (2)	—	(0)	①10,000～12,000 円未満	(1)	①10,000～12,000 円未満	(1)
29	紀宝町 (1)	①14,000～16,000 円未満	(1)	—	(0)	—	(0)

※（ ）内は、各区分に係る放課後児童クラブの数。なお、市町名の（ ）内は、当該市町における全クラブの数。

三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金（放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業）  
について

- ・ 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童に係る放課後児童クラブの利用料を減免する放課後児童クラブに対し助成する経費の一部を市町へ補助（県単補助）。
- ・ 補助額は、基準額（1児童当たり 月額3,000円で算定）と対象経費の実支出額（寄付金等の収入額を控除）を比較して少ない方の額に、2分の1を乗じた額を交付。

市町名	令和4年度（以下の2及び3は補助対象に係るもの）			
	1 県補助額 (円)	2 年間延べ対象児童数 (人延)	3 利用料減免クラブ数 *[ ]は全クラブ数 (クラブ)	
1 津市	4,076,000	2,751	69	[74]
2 四日市市	3,816,000	2,554	68	[69]
3 伊勢市	1,340,000	1,340	34	[35]
4 松阪市	2,397,000	1,760	35	[36]
5 桑名市	1,289,000	864	32	[37]
6 鈴鹿市	2,198,000	1,553	36	[50]
7 名張市	0	-	-	[23]
8 尾鷲市	220,000	147	2	[2]
9 亀山市	943,000	646	19	[19]
10 鳥羽市	0	-	-	[2]
11 熊野市	379,000	253	3	[3]
12 いなべ市	389,000	260	12	[12]
13 志摩市	482,000	322	8	[9]
14 伊賀市	0	-	-	[20]
15 木曾岬町	54,000	48	1	[1]
16 東員町	233,000	186	8	[8]
17 菰野町	451,000	370	10	[10]
18 朝日町	188,000	126	5	[5]
19 川越町	420,000	281	6	[6]
20 多気町	193,000	129	2	[2]
21 明和町	308,000	216	4	[5]
22 大台町	36,000	24	1	[3]
23 玉城町	462,000	377	4	[4]
24 度会町	99,000	66	1	[1]
25 大紀町	245,000	164	5	[5]
26 南伊勢町	42,000	38	2	[2]
27 紀北町	244,000	163	2	[2]
28 御浜町	313,000	209	2	[2]
29 紀宝町	166,000	111	1	[1]
合計	20,983,000	14,958	372	[448]

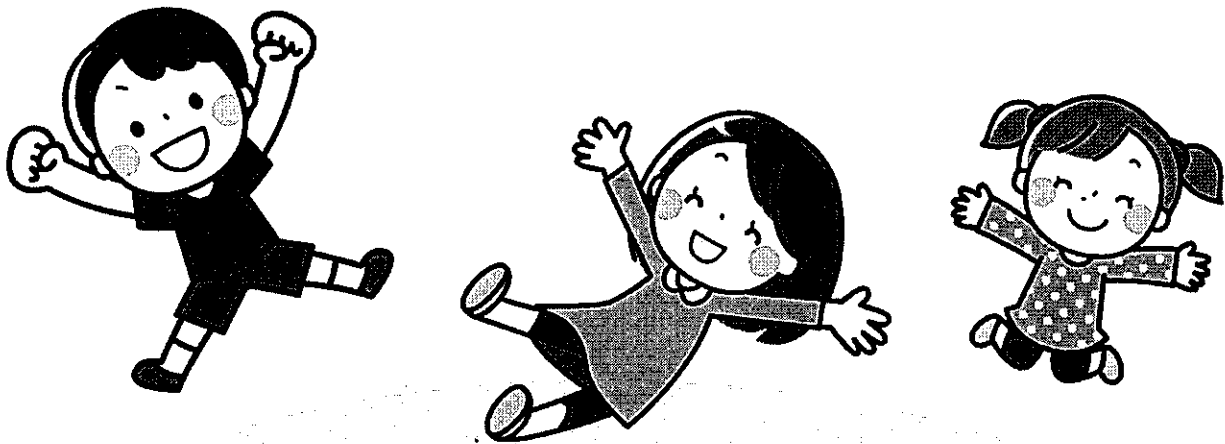
A：補助市町数  
B：減免実施率

A:26市町

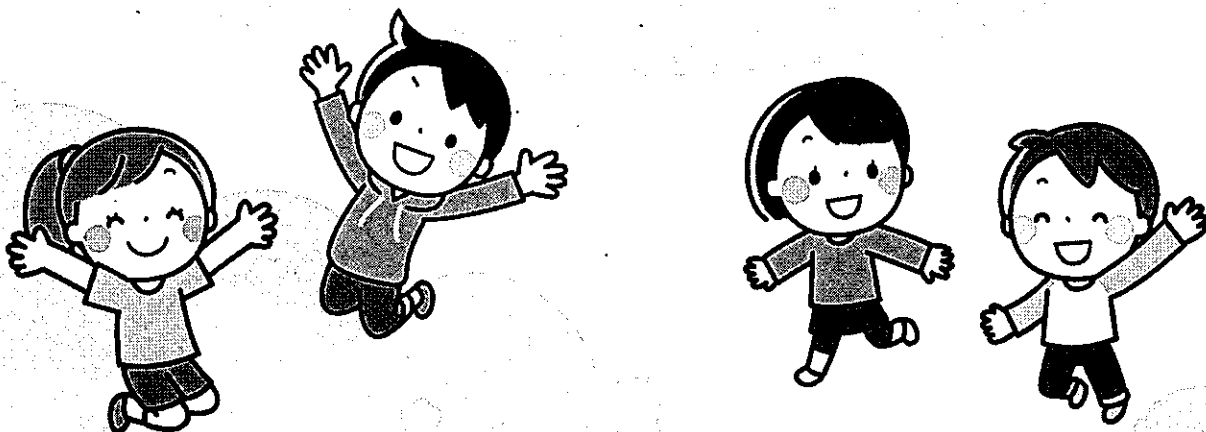
B:83.0%

# 地域とつながる 子どもの居場所

への支援をお願いします。



地域の子どもたちの笑顔を守るために活動している  
「子どもの居場所」は、創意工夫の上さまざまなかたちで展開されて  
いますが、活動はボランティアとして行われており、活動継続には  
多くの課題があります。「子どもの居場所」活動継続への  
ご協力をお願いします。



# 子どもの居場所 って…?

子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験教室、学習支援教室、相談場所や地域交流の場など、  
**家でも学校でもなく、子どもたちが気軽に集える場所**です。

運営者の創意工夫により、多様な活動内容が展開されています。

## 三重県内の「子どもの居場所」活動事例



### 子ども食堂

地域の子どもやその保護者、住民を対象として、無料または低額で食事を提供する食堂です。地域のつながりの中で、子どもが1人でも来ることができ、また安心して過ごすことができる場所を提供しています。



### 学習支援教室

さまざまな事情により、家庭での学習環境が十分ではない子どもたちを対象に、教職員のOBや学生ボランティアなどが行う、無料または低額での学習支援活動です。



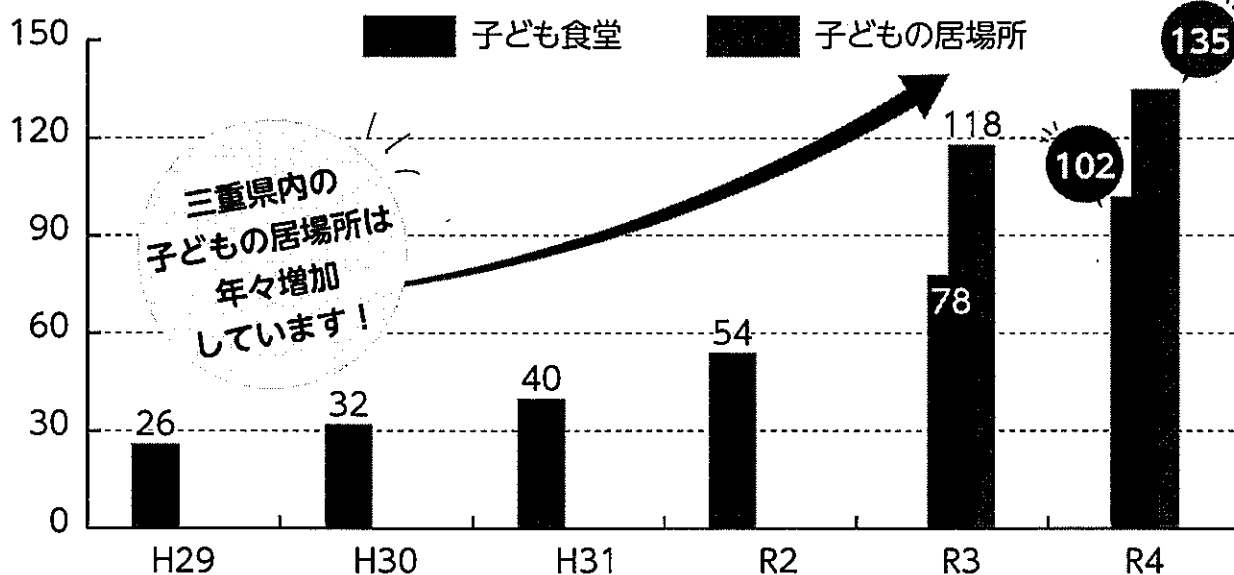
### フードパントリー

子育て世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯など、さまざまな理由で食品や日用品の入手が困難な方を対象に、企業や団体、地域の住民などから提供を受けた食品や日用品等を無料で配布する活動です。

## 子どもの居場所の数 (三重県内)

※NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ「2022年度子ども食堂全国箇所数発表 (2023年2月 確定値)」及び三重県調査

・子どもの居場所には、子ども食堂も含まれます



「子どもの居場所」は、活動継続にさまざまな課題を抱えています。

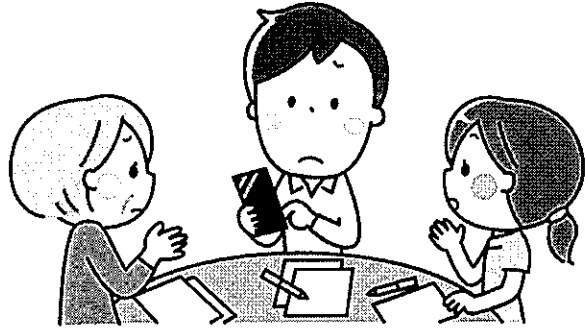
## 「子どもの居場所」が抱える活動継続における課題

※「子どもの居場所」現況・実態把握のための調査（三重県・R3）

### 第1位 後継者、新たなスタッフ募集

1回あたりの活動するスタッフは、「5人以下」が約半数と、少人数で活動する団体が多い。

- 第2位 活動資金の調達
- 第3位 スタッフの人材育成
- 第4位 設備・場所（保管場所含む）
- 第5位 広報
- 第6位 感染症対策
- 第7位 物資・食材の受取・配達



## ✉ 子どもの居場所 運営者の声

子どもが好きなお肉や魚等の食材が不足している…。長期保存が可能なお菓子や、レトルト食品の提供もあれば、ありがたいな。



事務作業を補助してくれる人材や、食堂開催時のボランティアスタッフがほしい。食材や物資提供の申し出をいただいても、遠方まで取りに行くのが厳しいな…。



活動の継続には、安定的な活動資金の確保が課題…。少額でも定期的な支援があると活動を続けられそう…。



子ども食堂を開催できる場所が限られていて、場所の確保も難しい…。食品や備品を保管する場所が欲しいな。



「子どもの居場所」継続のためには、活動資金や食材・物資、活動拠点などのご提供に限らず、ボランティアスタッフとしての協力やお持ちの技術の活用など、さまざまな方法でのご支援・ご協力があります。三重県では、子どもの居場所のニーズと支援者・協力者のシーズとのマッチングを行っていますので「こどもの居場所」の活動への支援をご検討いただける場合は、三重県及び三重県社会福祉協議会までご相談ください。

(参考) 子育て世帯に求められる支援

Q. 充実してほしい支援はありますか？

第1位 **就学に係る費用の軽減**

第2位 無償又は低額の学習支援

第3位 日常生活のための経済的支援



子どもへの「教育への支援」「経済的支援」が求められています。

※第二期三重県子どもの貧困対策計画（三重県・R1）



「子どもの居場所」は、経済的に困難な家庭の子どもはもちろん、いつも1人で食事をしている子どもや、1日3食を満足に取ることができない子ども、十分な学習環境にない子どもなど、さまざまな課題を抱える子どもたちを地域とのつながりによって支援する場所の1つとして、注目されています。

三重県・三重県社会福祉協議会の取り組み（R4～）

目標 持続可能な「子どもの居場所」！

人材育成

- 子どもの居場所づくり応援アドバイザー派遣
- 子どもの居場所づくり勉強会の開催
- 子どもの居場所づくりインターンシップの実施

マッチング

- 子どもの居場所 ニーズ・シーズマッチング事業

運営補助金

- 三重県子ども食堂等支援事業補助金
- 三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金

R5新規

モデル事業

- 飲食店の子どもの居場所への参加促進モデル事業

★これらの事業には「三重県子ども基金」が活用されています。

R5.3発行

令和4年度 三重県子ども食堂等支援事業補助金 事業概要(上限:20万円、補助率:10/10)

番号	事業者名	活動名	所在地
1	けいわっこカレー食堂	けいわっこカレー食堂	津市
2	NPO法人 学び場子ども食堂	学び場子ども食堂	度会郡 南伊勢町
3	相席キッチン	相席キッチン	鳥羽市
4	NPO法人 鈴花	ベルズキッチン	鈴鹿市
5	ガレット	潤田子ども食堂	三重郡 菟野町
6	子育てはたすけあい なかよし食堂	なかよし食堂	津市
7	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会	生活支援室	四日市市
8	陽だまりプロジェクト	陽だまりサロン	尾鷲市
9	NPO法人 shining	鈴鹿子ども食堂”りんごの家”	鈴鹿市
10	ひろあけみんなの食堂	みんなの食堂	松阪市
11	認定NPO法人 ときわ会藍ちゃんの家	さくら食堂	伊勢市
12	城南こどもくらぶ	城南こども食堂 いな穂	桑名市
13	ねやこや運営委員会	じんじろカフェ ねやこやフードパントリー	鳥羽市
14	善西寺おてらおやつクラブ	善西寺おてらこども食堂 善西寺子育てフードパントリー	桑名市
15	心の森ボランティアサークル	心の森ボランティアサークル	鈴鹿市
16	みんなの食堂こむすび舎 @めいわ町	こむすび舎	多気郡 明和町

令和4年度 三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金 事業概要(上限:20万円、補助率:10/10)

番号	事業者名	活動名	所在地	事業概要
1	地域交流の広場 ネットワーク (家庭学習支援チーム)	地域交流の広場 ネットワーク (家庭学習支援チーム)	桑名市	地域の公共施設にて、親子で体験できる各種イベント(華道教室、工作教室等)を実施。
2	NPO法人 学び場子ども食堂	学び場子ども食堂	度会郡 南伊勢町	地域で子ども食堂を開催。地域の生活困窮となった世帯等の児童・生徒を対象に、学習支援教室を開催。(週1回)
3	NPO法人 鈴花	すずはなひろば	鈴鹿市	地域で子ども食堂を開催。親子で参加できる農業体験等の各種イベントを開催。
4	桑名学習支援 ボランティア こだま	桑名学習支援 ボランティア こだま	桑名市	学習塾に行っていない、学習習慣の身についていない児童・生徒を対象に、学習支援教室を開催。(週2回)
5	NPO法人 shining	鈴鹿子ども食堂 "りんごの家"	鈴鹿市	地域で子ども食堂を開催。市内の子ども食堂と合同で、秋祭り・ハロウィンイベントや、親子料理教室を開催。
6	NPO法人 そらと風	多度まちづくり 拠点施設	桑名市	地域で子ども食堂を開催。各種体験イベント(茶道、三味線、芸術等)を実施。
7	NPO法人 アートタウンプロジェクト	こどもアート体験	津市	三重大学、皇学館大学等県内大学の学生ボランティアにより、親子が一緒に参加できる、児童・生徒向けのアート教室を開催。
8	ねやこや運営委員会	ねやコインプロジェクト 学習支援	鳥羽市	地域で子ども食堂を開催。児童・生徒を対象とした学習支援(週2回)や、地域(鳥羽市・答志島)ならではの体験イベントを実施。
9	鳥羽市バスケットボール協会	TCF ミライ応援プロジェクト	鳥羽市	地域の児童・生徒を対象に、高いレベルで活躍したバスケットボール指導者を招聘し、バスケットボール教室を開催。
10	善西寺おてらおやつクラブ	てらこや勉強会	桑名市	地域で子ども食堂を開催。地域の児童・生徒を対象に、学習支援教室を開催。(週1回)
11	Gather-ing in Toba	Gather-ing in Toba	鳥羽市	地域の中学3年生を対象に、硬式野球の指導と受験に必要な勉強の場を提供(週1回)。
12	みんなの食堂こむすび舎 @めいわ町	こむすび舎	多気郡 明和町	地域で子ども食堂を開催。小学生を対象とした英語教室や、各種体験イベント(料理、茶道、工作、体操等)を実施。



## R4.9県調査

	市町名	子どもの居場所	子ども食堂(※)
1	津市	17	11
2	四日市市	16	13
3	伊勢市	10	10
4	松阪市	8	6
5	桑名市	19	14
6	鈴鹿市	9	7
7	名張市	4	4
8	尾鷲市	2	2
9	亀山市	4	1
10	鳥羽市	8	7
11	熊野市	2	2
12	いなべ市	8	6
13	志摩市	7	3
14	伊賀市	8	6
15	木曽岬町	0	0
16	東員町	1	1
17	菰野町	1	1
18	朝日町	0	0
19	川越町	1	0
20	多気町	0	0
21	明和町	3	2
22	大台町	0	0
23	玉城町	1	1
24	度会町	0	0
25	大紀町	1	1
26	南伊勢町	2	2
27	紀北町	0	0
28	御浜町	1	0
29	紀宝町	2	2
		135	102

※子どもの居場所のうち、“食事”の提供を伴う団体

# ヤングケアラー実態調査結果と取組状況について

## 1 概要

県では、ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援体制の充実に向けて、令和4年度に実態調査を行い、調査報告書として取りまとめました。

調査結果から判明した課題をふまえ、令和5年度はヤングケアラーに対する県民の理解を深めるためのフォーラムを開催するとともに、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を行います。

また、ヤングケアラーがいる家庭に対して、家事・育児等の支援を実施する市町への補助を行うなど、市町や学校等の関係機関と連携して、ヤングケアラーの支援に取り組んでいきます。

## 2 令和4年度の実態調査

### (1) 実態調査（結果概要）

#### ①要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査

県内29市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に実施したアンケート調査では、要対協登録ケース（合計5,586件）のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数は合計111件(2.0%)で、要対協登録外ケース49件と合わせると、全体で160件でした。

（※別紙1「要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査結果」参照）

#### ②子ども・若者へのWebアンケート

ヤングケアラー当事者の声や当事者と支援者の認識の相違などを把握するため、県内在住の13歳以上22歳以下のネットリサーチモニターを対象としたWebアンケート調査を実施し、604人から回答を得ました。

回答者のうち、家族の中に世話をする相手がいると回答したのは46人(7.6%)でした。

（※別紙2「子ども・若者へのWebアンケート調査結果」参照）

#### ③要対協における支援事例に関する聞き取り調査

ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している19市町の要対協に対して、その子どもの状況や発見の経緯、支援の状況等を詳細に把握するため、聞き取り調査（75件）を実施しました。

調査結果については、市町における今後のヤングケアラー支援などに活用できるよう、具体的な支援事例として13事例を調査報告書に掲載しています。

（※別紙3「事例」参照）

## (2) 研修の実施

ヤングケアラーの支援体制の強化に向けて、要対協の職員等を対象とした普及研修やヤングケアラーへの支援に関わる機関の職員等を対象とした支援者研修を実施しました。

普及研修の受講者アンケートでは、アンケート回答者 81 人中 74 人 (91.4%) が「理解できた」と回答し、ヤングケアラーの子どもへの対応や関わり方の気づきにつながったとの意見が寄せられました。

### 【普及研修】

対象者：要対協構成機関等の職員、関係者

目的：ヤングケアラーについての概念等を周知する

実施期間：令和4年8月～9月 計6回実施

(県内6児童相談所単位各1回)

参加者数：106人

市町関係(45)、市町教育委員会(10)、学校(14)、児童相談所(19)、福祉事務所(7)、その他(社会福祉協議会、児童委員など)(11)

### 【支援者研修】

対象者：ヤングケアラーへの支援に関わる関係機関職員等

目的：ヤングケアラーやその家族を適切に把握するための視点やアセスメントの方法を学ぶ

実施期間：令和4年12月～令和5年3月 計6回実施

(鈴鹿会場、伊勢会場各3回)

参加者数：105人

市町関係(50)、市町教育委員会(9)、学校(9)、児童相談所(16)、その他(社会福祉協議会、児童委員、介護事業所など)(21)

## (3) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、子育て支援課に2名のヤングケアラー・コーディネーターを配置し、要対協への聞き取り調査から得られた市町の支援状況等をふまえ、具体的な支援策等について検討を行いました。

## 3 課題

ヤングケアラーと思われる子どもの割合について、令和4年度に要対協に実施した支援者向けのアンケート調査(以下「支援者調査」という。)では2.0%であったのに対し、県内在住の13歳以上22歳以下のネットリサーチモニターを対象に実施した当事者向けのWebアンケート調査(以下「当事者調査」という。)では7.6%と高い結果となったことから、支援者側で把握できていないヤングケアラーが潜在化している可能性があるため、早期把握に向けた取組が必要です。

また、当事者調査では、ヤングケアラーの内容まで知っている子ども・若者は5

割以下という結果となるとともに、家庭の状況を誰にも相談していない当事者が6割を超えたことから、ヤングケアラーの認知度をより高める取組とあわせて、相談窓口等を広く周知することにより、適切な支援につなげていくことが必要です。

さらに、当事者調査からは家事等のサポートを求める声が多い一方で、支援者調査では既存の公的サービスなどが十分ではなく、具体的な支援方策を検討しにくいことが課題として挙げられていることから、ヤングケアラーの支援に必要なサービスを早期に整備し、充実していくことが必要です。

#### 4 令和5年度の取組状況

実態調査で明らかとなった課題をふまえ、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、学校や医療、福祉等の関係機関と連携して一人ひとりに寄り添った支援を届けられる体制の整備を進めています。

##### (1) 認知度の向上に向けた取組

ヤングケアラーのさらなる認知度の向上に向けて、広く県民の理解を深めるためのフォーラムを8月26日に開催しました。

また、要対協への聞き取り調査で収集した支援事例を参考に、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成するとともに、支援ハンドブックを活用したヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を実施します。

##### (2) 支援者のスキルアップに向けた取組

ヤングケアラー支援の質の向上に向けて、ヤングケアラーにとって身近な相談窓口となる市町の子ども相談支援拠点や要対協構成機関の職員等を対象に、実態調査報告書や支援ハンドブックを参考にした普及研修及び支援者研修を実施します。

##### (3) 地域における支援体制の充実に向けた取組

令和4年度に引き続きヤングケアラー・コーディネーター2名を配置し、実態調査において子どもの実態を把握していない、または該当する子どもがいないと回答した市町を中心に、他の市町の具体的な支援事例等について情報共有を行うとともに、ガイドラインやアセスメントシートなどを紹介しながら、市町におけるノウハウの蓄積や継承に向けた支援を充実します。

また、ヤングケアラーがいる家庭からの要請に対して、市町が適切な支援を提供できるよう、ニーズが高い家事援助サービスを提供するための補助金を創設し、市町への補助を行います。

## 要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査結果

令和4年7月に県内29市町の要対協に実施したアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。

### 1 ヤングケアラーと思われる子どもの件数

○要対協における令和3年度ケース登録件数（合計5,586件）のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数 合計111件（2.0%）

<内訳>

- ・要保護児童（保護者が虐待している児童等、保護者に監護させることが不相当と認められる児童）ケース登録件数 55件
- ・要支援児童（虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる児童）ケース登録件数 56件
- ・特定妊婦ケース登録件数 0件

○要対協登録ケース以外で、主に学校等からヤングケアラーと思われる子どもとして情報提供や報告等があり、市町で見守りを行っているケースの件数 49件

➤ヤングケアラーと思われる子どもの件数は、要対協登録ケースと要対協登録外ケースを合わせると、全体で160件でした。

### 2 ヤングケアラーと思われる子どもの状況

○要対協登録ケースにおけるヤングケアラーと思われる子どもの家庭の状況

- ・ひとり親家庭 45件（40.5%）
- ・生活困窮家庭 34件（30.6%）

○要対協登録ケースにおけるケアを必要としている人の状況（上位3つ）

- ・「幼い」 62件（55.9%）
- ・「精神疾患（疑い含む）」 36件（32.4%）
- ・「知的障がい」 13件（11.7%）

➤ヤングケアラーの家庭は、ひとり親家庭や生活困窮家庭が多いことや、ヤングケアラーは幼い家族の世話をする割合が高いことがわかりました。

### 3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

#### ○ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・把握している      | 19市町 (65.5%) |
| ・把握していない     | 3市町 (10.3%)  |
| ・該当する子どもがいない | 7市町 (24.1%)  |

➤ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している市町の割合は65.5%で、国の全国調査（令和2年度）で「実態を把握している」と回答した市町村の割合（30.6%）を大きく上回りました。

➤一方で、把握していないと回答した市町からは、その理由として「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」などの回答がありました。

### 4 早期把握や支援にあたっての課題

#### ○ヤングケアラーである可能性を早期に確認するうえで課題と考えること（上位3つ）

- |  |       |
|--|-------|
| ・家庭内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい | 72.4% |
| ・ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない | 69.0% |
| ・要対協の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している | 37.9% |

#### ○ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援をする際、課題と考えること（上位3つ）

- |  |       |
|--|-------|
| ・家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない                          | 75.9% |
| ・既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい    | 58.6% |
| ・子ども自身がケア（食事の世話等）にやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない | 41.4% |

➤市町におけるヤングケアラーの把握や支援の難しさの背景には、子ども自身や家族、周囲の大人がヤングケアラーという問題を認識していないといった課題があるため、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるためには、広く県民の理解を深めるための周知・啓発など、ヤングケアラーの認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

## 子ども・若者へのWebアンケート調査結果

令和4年11月～12月に県内在住の13歳以上22歳以下のネットリサーチモニターを対象としたWebアンケート調査結果（604人から回答）の主な概要は、次のとおりです。

## 1 世話をする家族の有無

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (ア)「いる」            | 46件 (7.6%) |
| (イ)「現在はいないが、過去にいた」 | 19件 (3.1%) |

・「いる」と回答した人の年代別割合

- |         |       |                    |
|---------|-------|--------------------|
| ○13～15歳 | 12.1% | (17人／13～15歳全体140人) |
| ○16～18歳 | 8.0%  | (20人／16～18歳全体251人) |
| ○19～22歳 | 4.2%  | (9人／19～22歳全体213人)  |

➤ヤングケアラーと思われる子どもの割合について、要対協へのアンケート調査（別紙1）では2.0%であったのに対し、今回の当事者向けの調査では7.6%と高い結果となりました。

## 2 世話をしている相手、その世話の内容（複数回答）

- |            |             |
|------------|-------------|
| (ア)「母親」    | 38件 (58.5%) |
| (イ)「父親」    | 27件 (41.5%) |
| (ウ)「祖父母」   | 23件 (35.4%) |
| (エ)「きょうだい」 | 15件 (23.1%) |

・その世話の内容

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (ア)「家事」       | 35件 (53.8%) |
| (イ)「見守り」      | 25件 (38.5%) |
| (ウ)「外出の付き添い」  | 16件 (24.6%) |
| (エ)「感情面のサポート」 | 13件 (20.0%) |

## 3 1週間の学習時間（自宅学習、塾での学習など）

・中高生の1週間のおよその学習時間

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (ア)「世話をする相手がいる」    | 平均9時間27分 |
| (イ)「現在はいないが、過去にいた」 | 平均9時間31分 |
| (ウ)「現在も過去にもいない」    | 平均11時間7分 |

➤世話をしている（していた）人の学習時間が1時間30分以上短くなっています。

#### 4 ヤングケアラーに必要だと思う支援やサポート、要望など（自由記述）

- ・家族の中に世話をする人がいる（いた）と回答した人からは、以下のような意見がありました。

（ア）家事代行、家事を助けてくれるサポーターの派遣などの福祉的支援	13件
（イ）金銭面のサポートなどの経済的支援	12件
（ウ）話を聞いてくれる場所、気軽に相談できる相談窓口などの相談体制	8件

- 当事者からは家事等のサポートなどの福祉的支援を求める声が多い一方で、要対協へのアンケート調査（別紙1）では既存の公的サービスなどが充分ではなく、具体的な支援方策を検討しにくいことが課題として挙げられています。

#### 5 世話についての最初の相談相手

（ア）「誰にも相談していない」	40件（61.5%）
（イ）「家族（父母、祖父母、きょうだい）」	15件（23.1%）

- ・「誰にも相談していない」理由

（ア）「誰かに相談するほどの悩みではない」	21件（52.5%）
（イ）「相談しても状況が変わると思えない」	13件（32.5%）

- 家庭の状況を誰にも相談していない当事者が6割を超え、その理由としては、「誰かに相談するほどの悩みではない」が5割を超えています。

#### カ ヤングケアラーの認知度

- ・ヤングケアラーという言葉について

（ア）「聞いたことがあり、内容もよく知っている」	292件（48.3%）
（イ）「聞いたことはあるが、よく知らない」	100件（16.6%）
（ウ）「聞いたことはない」	212件（35.1%）

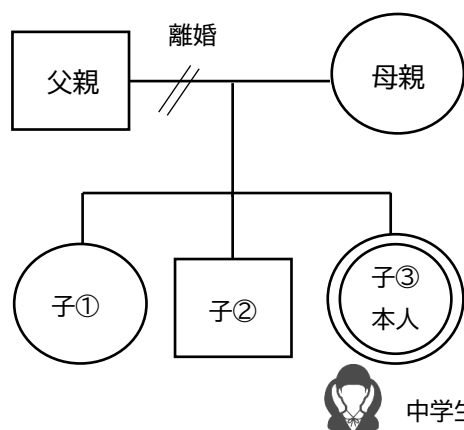
- ヤングケアラーの内容まで知っているのは5割以下という結果となったことから、ヤングケアラーの認知度をより高める取組が必要です。



## &lt;多機関連携により重度の障がいのある家族のケアと家庭全体の支援を行っている事例&gt;

キーワード：多機関の連携、重層的な支援、SOSを出さない子どもの発見

## 家族構成(ジェノグラム)



## &lt;家庭の状況&gt;

## 【親の障がい】

母親は左半身の機能障がいがあり、高次脳機能障がいで意思疎通に配慮が必要である。また、食事の準備、洗濯、入浴介助など身の回り全般の世話が必要な状態である。

## 【その他】

同居しているきょうだい以外に独り立ちしているきょうだいがいるが、家族関係が気薄で、母親の世話などの援助はない。家に残っているきょうだいで親を看るとい暗黙の家訓がある。

母が病気で自分が世話するのは仕方がない。

## 本人の置かれている状況・様子

- 母親の介護と家事を上の子ょうだい(子②)と行っている。きょうだい(子①)がもう一人いるが家事は手伝わないため、負担が集中していた。
- 本人は学校には毎日登校していたが、遅刻や居眠りがあった。
- 本人は家庭や母親のことを教諭や友人に相談することなく SOS を出さなかった。

## 【子どもの権利の視点】

健康面 子どもらしさの面で影響は見受けられなかった。

## 発見・把握の経緯

中学校の教諭が本人の疲れている様子から声をかけたところ、状況把握ができた。

きっかけ	発見した人	状況
学校の教諭による声掛け	中学校の教諭	教諭は本人が疲れている様子に気づき声をかけたところ、母親の世話が負担であることを話した。その後、中学校の校長から学校生活に影響があるようだと子育て担当課へ連絡があった。

## 支援の状況

### <支援にあたっての課題>

- 家庭訪問を何度も行ったが、子どもたちが子育て担当課の職員を家に入れようとしなかったため、家庭内の状況が長い間不明だった。たまたま子どもたちが不在で母親が対応したため、訪問時に家の中に入ることができ、料理、入浴ができないほどのごみが溜まっている状態であることがわかった。
- 家のごみを処分するよう子どもたちに指導するも、一向に改善せず、離れて暮らす他のきょうだいにも連絡がとれなかった。福祉サービスを拒否していたため、福祉サービスの利用につながっていなかった。

### <経過>

- 令和3年に母親に対し成年後見人がつくことで、家庭内の困りごとを聞く人ができ、金銭的な支援を行うことができるようになり、家庭内の状況が改善に向けて変わり始めた。介護ヘルパーを利用することにより、本人等の家事や世話の負担が軽減した。
- 福祉相談窓口が調整役となり、学校・社協・介護支援事業所・リハビリ事業所など様々な機関が連携して対応した。令和4年から関係者がそれぞれ役割分担し、総合的な支援を開始した。また関係機関による同意のもと、共同作業でごみの撤去を行った。それにより自宅で料理、入浴が可能になり生活が改善した。

### <関わっている機関と主な役割の分担>

機関	役割	機関	役割
社会福祉協議会	家計管理、子どもたちの困りごとや生活状況の把握、家事支援	中学校、高等学校	子どもたちの様子の観察
子育て担当課	要対協ケースのとりまとめ	生活保護担当課	生活支援、定期的な家庭訪問
介護支援事業所	介護保険サービスの計画、デイサービスでの入浴介助	障がい支援事業所	訪問介護、掃除・買い物などの家事支援
リハビリ事業所	在宅生活での機能訓練	障がい福祉担当課	後方支援(障がい福祉サービスの主担当)

- 現在、本人の世話の負担は軽減され、勉強やクラブ活動を頑張っている状況である。

### <残された課題>

- きょうだいの中で現在家にいるのは、本人を含めた3人のみで、今後進学や就職で他のきょうだいのように立ち立ちすることを考えたときに母親の世話を誰が担っていくのか、残される末っ子の本人だけに負担が集中する状況にならないか、家族全体の問題として捉えるよう、きょうだいの認識を変える必要がある。

## ポイント

### SOSを出さない子どもの発見

本人に家庭のことを知られたくないという気持ちがあり、職員が家の中に入ること拒否していたことで、家の中の状況や、過度な家事や母親の世話の負担が本人に集中している状況について、周囲は長い期間気づくことができなかった。

このような子どもの発見には、常に関わりを持つ身近な大人(学校教諭など)が子どもの変化に気づく視点を持ち、本事例のように積極的に声掛けを行うことが必要である。

### 多機関での重層的な支援

家庭が抱える問題が複合化・複雑化している場合で重い障がいを持つケア対象者の支援が必要なとき、様々な機関の連携により、家庭の全体像を把握し、役割分担して重層的に支援を行うことが重要である。

### 自覚がない子どもへの支援

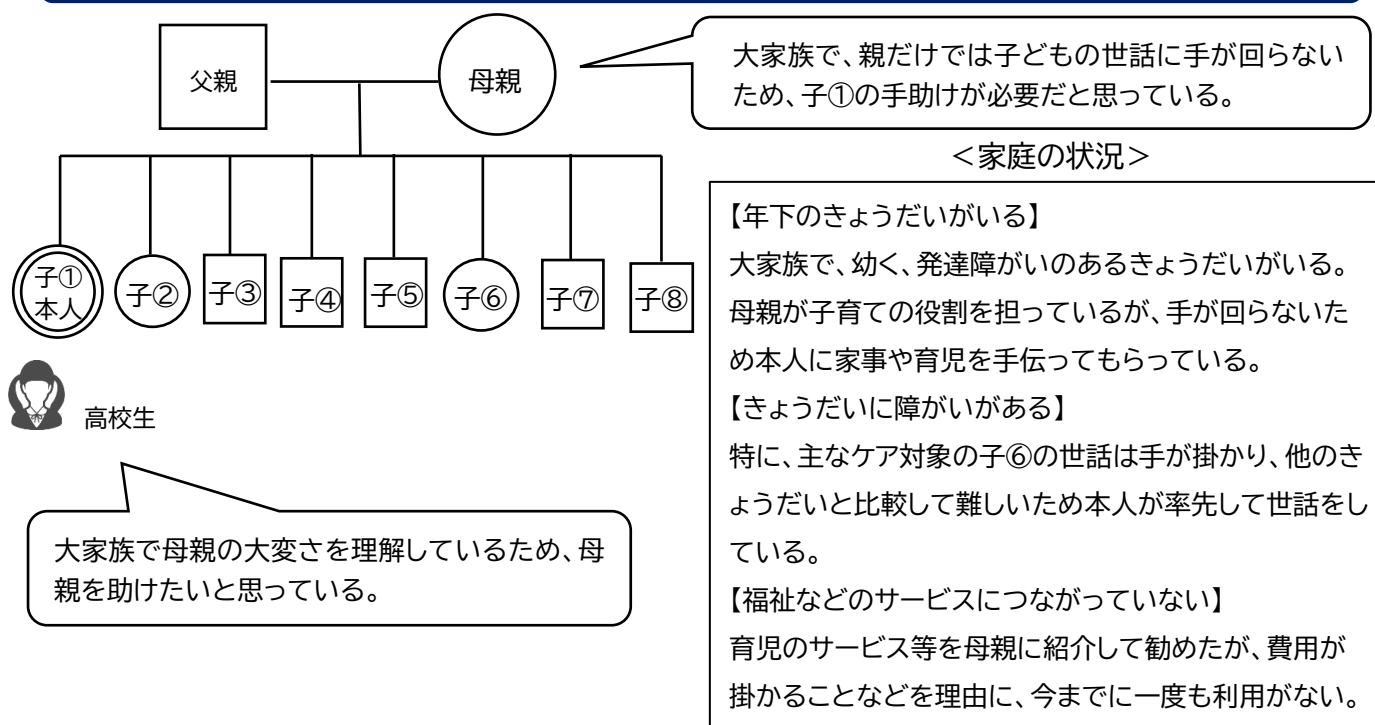
ヤングケアラーであることの自覚がない子どもに対しては、「助けられる権利」があることを伝えていくことで、子ども自身が自分の権利を認識できるよう啓発・支援する必要がある。

## ヤングケアラーの支援事例 No.7

<子ども本人の気持ちに寄り添いながら関係づくりに取り組んでいる事例>

キーワード：大家族、本人との関係づくり、信頼関係のある大人

### 家族構成(ジェノグラム)



### 本人の置かれている状況・様子

- 本人は中学生の時からきょうだいの世話をしており、学力に影響を受けていた。
- 精神的な不安定さが見受けられることや学校の教諭にストレスを打ち明けていたことなどから、心理面への影響が大きいと考えられる。
- ケアに費やす時間は週7日、1日10時間程度(朝起きてから洗濯などの家事、下の子の世話、送迎などをして高校へ)。

#### 【子どもの権利の視点】

健康面 ☆精神的な不安定さがある

子どもらしさ

☆家族の介助をしている姿を見かけることがある ☆幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける

### 発見・把握の経緯

本人が通う高校の教諭から相談があり、状況の把握に至った。

きっかけ	発見した人	状況
本人からの相談	高校の教諭	高校の教諭に家庭でのストレスを相談したことにより、ヤングケアラーの疑いがある子どもとして連絡があった。

## 支援の状況

### <支援にあたっての課題>

- 日中はほとんど家事やきょうだいの世話にかかり切りになっており、常にきょうだいのことを優先して考えている。
- 本人は母親に迷惑がかかると思っており、自分の思いを相談していることは母親には話していない。相談したいという思いはあるが、高校の教諭と一緒にないと不安であること、また母親がいる自宅では話ができないため、本人のみと面談をする場を設定することはできていない。
- 多子世帯の中で、障がいや疾病など様々な理由で支援を必要とする子どもが複数いる。
- サービス利用を勧めるも、費用がかかることを理由に利用につながらない。

### <経過>

- 以前から養育に関して支援が必要であり関わりのあった世帯。本人が高校進学後、教諭に負担感を打ち明けたことから、高校から子育て担当課へ連絡があり、本人に関する情報収集に努めた。
- 高校の教諭と情報を共有したうえで、本人が福祉関係者にも相談をしたい意向があることがわかったため、本人・子育て担当課・高校の教諭で面談を実施した。現在は保健師、児童相談員が一月に1度家庭訪問を実施している。
- 土曜日や長期休み期間は障がいを持つきょうだい向けに放課後等デイサービスを利用しているが、利用料の上限額での範囲の利用にとどまっている。
- 夏休み中には、家庭から離れて勉強をすることを目的に子育て担当課がある保健センターへ通うことを提案し、勉強機会の確保とともに、関係づくりの機会を模索している。

### <関わっている機関>

子育て担当課 小学校 中学校 高等学校 保育所 社会福祉協議会 放課後等デイサービス事業所

### <残された課題>

- 現在は高校の教諭により本人とつながっているが、高校卒業後を見据えて今後は本人がひとりでも安心して相談できる関係を築くことが課題である。

## ポイント

### 本人への関わり

これまで本人は、自分のしたいことや希望について話をしなかった。行きたい場所を尋ねても、「きょうだいを連れて行ってあげたい」と答えていたが、教諭との関係において同年代の子どもたちの楽しみや生活について知る機会を得て、自分自身のことについて「〇〇をしてみたい」と話をするような変化がみられた。

### ケアを否定しない関わり

信頼関係ができていく教諭とともに、現在の生活・ケアすること自体を否定せず、選択肢を広げられるような関わり、支援を行っている。

### 将来を見据えた関わり

これまで子育て支援に関して、母親を主体に関わっていたが、子育て担当課が本人との関係性を築き始めた。将来を考え、学校以外の相談の場、就職にあたっての相談の場づくりを考えている。高校卒業後のことも見据えた支援を現在から検討している。

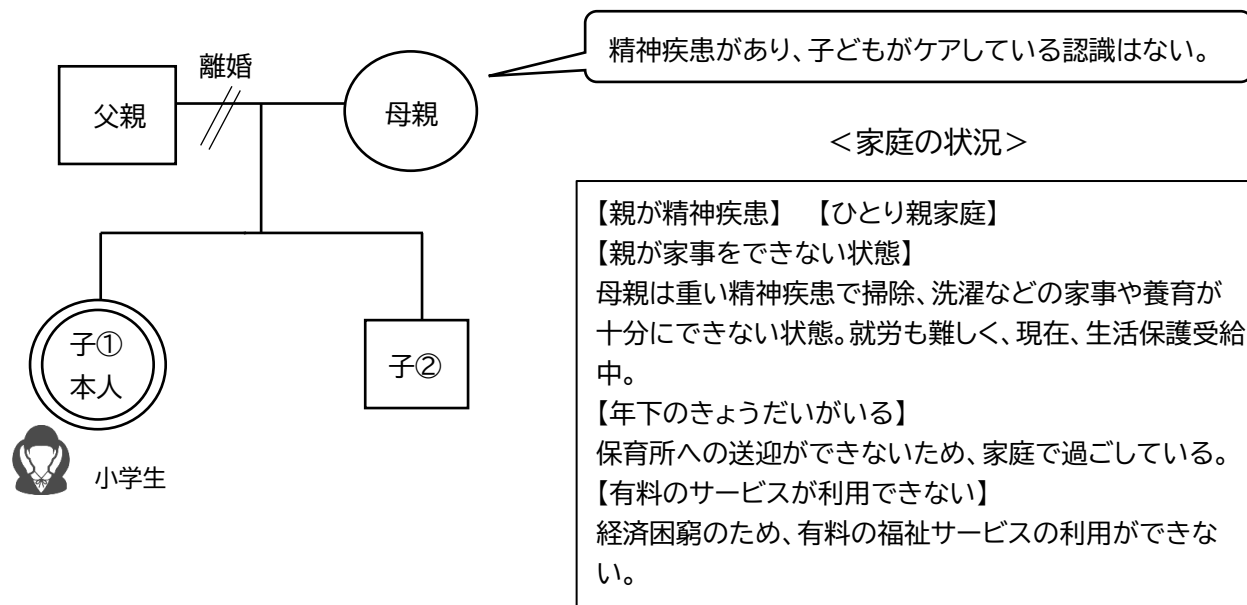
### 本人と信頼関係を築いた高校教諭との連携

高等学校の教諭が本人と安心して話ができる関係を築けたことで、窓口となって本人の意向を把握でき、子育て担当課が支援を開始することができた。

## &lt;公的サービスの活用を検討しつつ、見守りを継続して実施している事例&gt;

キーワード: 重い精神疾患、支援対象児童等見守り強化事業の活用、スクールソーシャルワーカー

## 家族構成(ジェノグラム)



## 本人の置かれている状況・様子

- 長期にわたる深刻な不登校の時があった。現在は不登校ではないが、欠席、遅刻や早退が多い。
- 生活リズムが整っておらず、友だちと遊んでいる姿をあまり見かけない。

## 【子どもの権利の視点】

健康面 ☆生活リズムが整っていない

教育面 ☆欠席、遅刻や早退が多い ☆学校に必要なものを用意してもらえない

子どもらしさ

☆友だちと遊んでいる姿をあまりみかけない

## 発見・把握の経緯

不登校で家庭に関わる中で、家族の世話等がその原因になっている状況が把握できた。

きっかけ	発見した人	状況
本人の不登校	学校の教諭	家事や幼いきょうだい(子②)の世話のため学校へ行けない状態だった。

## 支援の状況

### <支援にあたっての課題>

- 母親に重い精神疾患があるが、経済困窮等から通院できず、家事が十分にできない精神状態であったため、本人が家事やきょうだい(子②)の世話を担う状況が続いていた。
- 本人は不登校が長期に及ぶ時があった。改善はしているものの、欠席、遅刻、早退が多い状態で、さらに状況の改善に向けた支援が求められていた。
- 本人は自分の気持ちを誰にも話そうとしないため、家族のケアに対する思いも含めた本人の今までの気持ちを理解・確認する必要があった。
- 母親が送迎できる状態ではないため、保育所へ通うことができない状態が続いていた。

### <経過>

- 経済困窮のため生活保護の申請につなげ、生活費、医療費、通院費等を支援している。
- 小学校、保育所、スクールソーシャルワーカー、子育て担当課、生活保護担当課が必要時に家庭訪問を行っている。
- 支援対象児童等見守り強化事業(週1回の見守り)により、定期的に家族、家庭内の状況を把握するとともに、食糧品等の支援を行っている。
- 本人のケアに対する今の思いも含めたこれまでの気持ちの理解・把握のため、また、本人との関係づくりに向けてスクールソーシャルワーカーを配置している。
- 子育て担当課を中心に、各関係機関で連携し、密な情報共有を行っている。

### <残された課題>

- 保育所への送迎や家事等の負担軽減、母親の通院について、取組の効果があまり見られていないため、母親に対して、医療機関への同行受診や、ヘルパー等の福祉サービスの利用を検討している。

### <関わっている機関>

子育て担当課 生活保護担当課 保育所 小学校 児童相談所 スクールソーシャルワーカー

## ポイント

### 支援対象児童等見守り強化事業の活用

事業者が週1回、見守りのため家庭訪問する事業であり、家庭訪問においては、家庭の困りごとを聞くなど家庭の現状を把握するとともに、食糧品の支援等をしている。当該事業は、家族との関係性の構築やリアルタイムでの状況把握、家事の負担軽減等、様々な効果が期待できる。

### スクールソーシャルワーカーの配置

本人は、長期にわたる不登校を経て、現在は不登校ではないものの、欠席、遅刻、早退が多い状態にある。また、自分の気持ちを誰にも話そうとしないため、家族のケアに対する今の思いも含めた本人のこれまでの気持ちを理解・確認する必要がある。そのため、本人との関係づくりなどに向けて、スクールソーシャルワーカーを配置している。